

金沢市通学路交通安全プログラム

～ 小中学校の通学路の安全確保に関する取り組みの基本方針 ～

平成２８年２月

金沢市通学路交通安全連絡協議会

1	プログラムの策定目的	1
2	金沢市通学路交通安全連絡協議会の設置	1
3	プログラムの取り組み方針	2
	（１）基本的な考え方	2
	（２）合同点検の実施と対策の検討	3
	（３）対策の実施	4
	（４）対策効果の把握	5
	（５）対策の改善・充実	5
4	箇所図、箇所一覧表の公表	5

別添資料

対策一覧表及び対策箇所図

1 金沢市通学路交通安全プログラム策定の目的

平成24年、全国で登下校中の児童生徒が交通事故に巻き込まれ、死傷する事故が相次いで発生したことから、本市では、各小学校の通学路において、関係機関（教育委員会、学校、警察、道路管理者等）と連携して合同点検を実施しています。合同点検後、必要な対策内容について関係機関で協議し、これまでに400件を超える対策を実施してきました。

今後さらなる通学路の安全確保に向けた取り組みを行うため、このたび、関係機関の連携体制を構築し、本市における小中学校の通学路の安全確保に関する取り組みの基本方針を「金沢市通学路交通安全プログラム」としてまとめました。

今後、通学路交通安全プログラムに基づき、関係機関が連携して、児童生徒が安全に通学できるように通学路の安全確保を図っていきます。

2 金沢市通学路交通安全連絡協議会の設置

関係機関の連携を図るため、以下をメンバーとする「金沢市通学路交通安全連絡協議会（以下「協議会」という。）を設置します。

本協議会では、「通学路の合同点検の結果」や「道庁管理者や警察の対策実施状況」など、定期的に情報交換・協議し、通学路交通安全プログラムに沿って通学路の安全対策を着実に実施していきます。

構成団体

区分	機関・団体名
学校関係	金沢市小学校校長会
	金沢市中学校校長会
	金沢市PTA協議会
関係団体	金沢市町会連合会
警察	金沢中警察署
	金沢東警察署
	金沢西警察署
有識者	石川県通学路安全対策アドバイザー
国	国土交通省北陸地方整備局金沢河川国道事務所
石川県	石川県土木部県央土木総合事務所
金沢市	金沢市土木局
	金沢市教育委員会

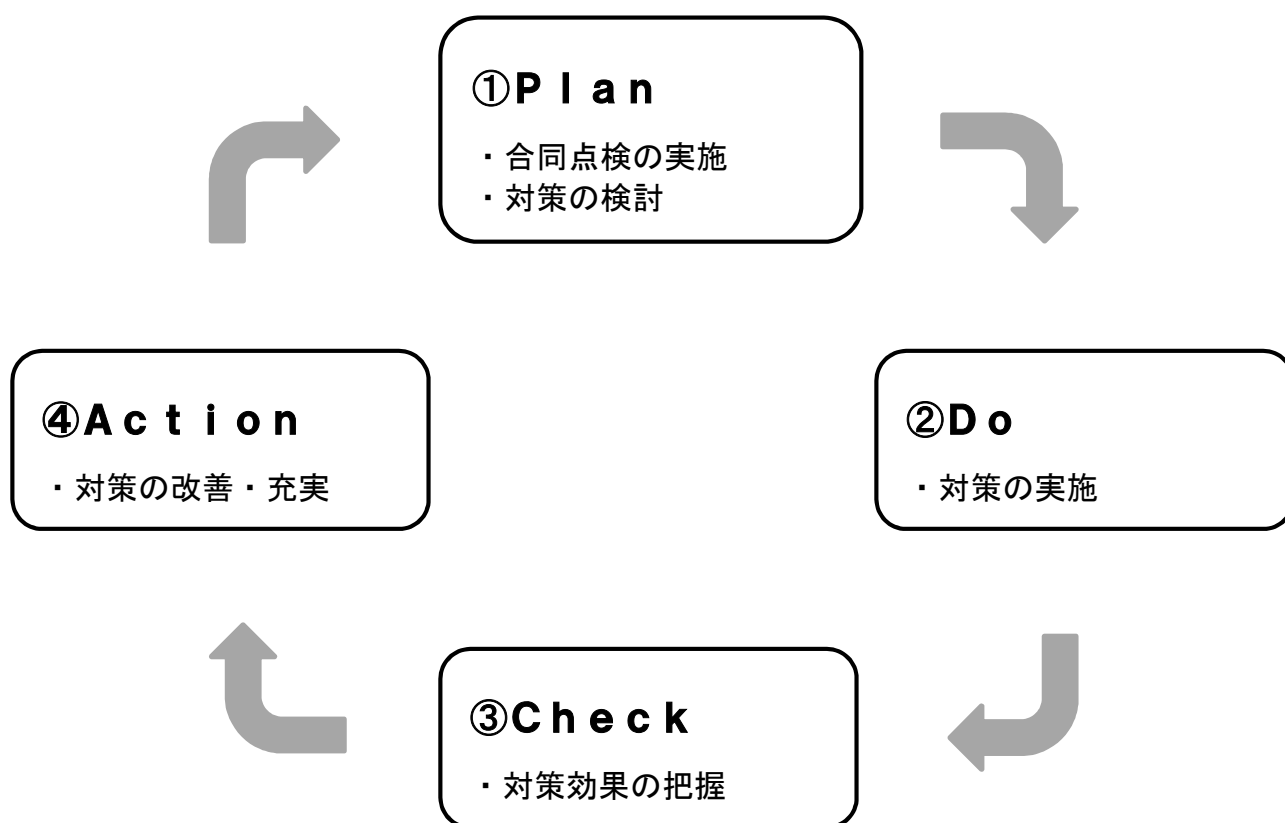
3 金沢市通学路交通安全プログラムの取り組み方針

(1) 基本的な考え方

継続的な通学路の安全確保を推進するため、関係機関と連携して合同点検を行うなど、効果的な対策を実施するとともに、効果の検証を行いながら対策の改善・充実を図ります。

これらの取組をP D C Aサイクルとして繰り返し実施し、さらなる安全性の向上を図ります。

◆通学路安全確保のためのP D C Aサイクル



(2) 合同点検の実施と対策の検討 (Plan)

① 定期的な合同点検の実施等

- ・ 市内の小学校において、通学路の安全確保のため、基本的に5年に1回、合同点検を実施します。
- ・ 実施時期は、春の各学校の通学路点検が終わった後、危険箇所を抽出し、危険箇所の一覧表を教育委員会に提出します。
- ・ 教育委員会は、その一覧表に基づき、5月から9月を目安に関係機関と日程調整の上、合同点検を実施します。

② 随時の合同点検

- ・ 市内の中学校において、各学校の実情に応じ、合同点検を実施します。
- ・ 通学路の変更や周辺環境の変化などがあった場合、必要に応じて合同点検を実施します。

③ 合同点検の体制

- ・ 学校ごとに、学校、育友会・PTA、道路管理者、警察、町会等が参加し行うことを基本とし、必要に応じて通学路安全対策アドバイザーなどを招集し、合同点検を実施します。

④ 対策の検討

- ・ 合同点検実施後、即日、対応策の方向性を協議する検討会議を開催します。
- ・ 対策を必要とする箇所について、箇所ごとに歩道の整備や防護柵の設置等ハード面の対策、交通規制や交通安全教育等ソフト面の対策など、具体的な実施メニューを検討します。

合同点検の様子



(3) 対策の実施 (Do)

- ・ 対策の実施にあたっては、現地の状況に応じた対策が円滑に進むよう関係機関で協議・調整を行います。

【具体的な対策事例】

(ソフト面)

- ・ 通学路の変更
- ・ 教職員、保護者など見守りボランティア等による見守り活動の強化
- ・ 児童や保護者への交通安全教育
- ・ 交通指導・取締りの強化 など

(ハード面)

- ・ 防護柵の設置
- ・ 路面標示や標識等の設置
- ・ 路肩のカラー舗装や路側帯の表示
- ・ 歩道の新設や拡幅、段差の解消
- ・ 信号機の設置
- ・ 横断歩道の設置 など

【具体例】

(道路拡幅)



(路面標示)



(子供見守りボランティア・
スクールサポート隊の活動)



(4) 対策効果の把握 (Check)

- ・ 合同点検の結果に基づく対策実施箇所等について、実際に期待した効果が上がっているのか、また児童生徒が安全に通学できるようになったと感じているのか等を確認するため、下記により対策内容を検証します。
 - 教育委員会と学校、育友会・PTAが連携し、教職員や児童生徒、保護者や子供見守りボランティア、スクールサポート隊へのアンケート調査を実施
 - 警察、道路管理者の協力を得て、車両と歩行者の離隔など安全性の測定や事故件数の減少・増加などを把握
 - 協議会での情報共有、協議・検討

など、対策実施後の効果を把握するための手法を検討し、対策効果の把握を実施します。

(5) 対策の改善・充実 (Action)

- ・ 対策実施後も、合同点検や効果の検証を踏まえて、対策内容の改善・充実を図ります。

4 箇所図、箇所一覧表の公表

小中学校ごとの点検結果や対策内容については、関係者間で情報を共有するため、「安全対策実施箇所一覧」「安全対策実施箇所」を作成し、公表します。

【別添資料】

- ・ 安全対策実施箇所一覧
- ・ 安全対策実施箇所